

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程（平成 23 年旭医大達第 99 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(組織) 第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 小児科医師 1 人 (2) 整形外科医師 1 人 (3) 脳神経外科医師 1 人 (4) 救急科医師 1 人 (削除) <u>(5)</u> 外来ナース・ステーション副看護師長 1 人 <u>(6)</u> 4 階西ナース・ステーション副看護師長 1 人 <u>(7)</u> 専任リスクマネジャー 1 人 <u>(8)</u> 医療ソーシャルワーカー 1 人 <u>(9)</u> 医療支援課長 <u>(10)</u> その他委員長が必要と認めた者 2 前項第 1 号から <u>第 8 号</u> まで及び <u>第 10 号</u> の委員は、病院長が委嘱する。 (任期)	(組織) 第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 小児科医師 1 人 (2) 整形外科医師 1 人 (3) 脳神経外科医師 1 人 (4) 救急科医師 1 人 <u>(5) 形成外科医師 1 人</u> <u>(6)</u> 外来ナース・ステーション副看護師長 1 人 <u>(7)</u> 4 階西ナース・ステーション副看護師長 1 人 <u>(8)</u> 専任リスクマネジャー 1 人 <u>(9)</u> 医療ソーシャルワーカー 1 人 <u>(10)</u> 医療支援課長 <u>(11)</u> その他委員長が必要と認めた者 2 前項第 1 号から <u>第 9 号</u> まで及び <u>第 11 号</u> の委員は、病院長が委嘱する。 (任期)
第 5 条 前条第 1 項第 1 号から <u>第 8 号</u> まで及び <u>第 10 号</u> の委員の任	第 5 条 前条第 1 項第 1 号から <u>第 9 号</u> まで及び <u>第 11 号</u> の委員の任

期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(略)

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第4号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

(略)

(Child Abuse Prevention System チーム)

第7条 児童虐待対応委員会に Child Abuse Prevention System チーム(以下「CAPS チーム」という。)を置く。

2 CAPS チームは、第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第5号、第6号及び第8号の委員により組織する。なお、委員長が必要と認めた事案においては、CAPS チームは、自らの判断により当該事案に対応するために必要な職員を加えることができる。

(略)

附 則

この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

形成外科の診療体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第5号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

(略)

(Child Abuse Prevention System チーム)

第7条 児童虐待対応委員会に Child Abuse Prevention System チーム(以下「CAPS チーム」という。)を置く。

2 CAPS チームは、第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第6号、第7号及び第9号の委員により組織する。なお、委員長が必要と認めた事案においては、CAPS チームは、自らの判断により当該事案に対応するために必要な職員を加えることができる。

(略)